

利子補給制度をお客様へご案内される指定金融機関の方へ

※本資料は、利子補給制度を指定金融機関のご担当者様が、事業者（お客様）へ説明する際の補足資料です。利子補給事業のパンフレットや事業要件説明資料と合わせて、ご確認ください。

【 利子補給制度をご案内される際に知っておきたいポイント3点 】

① 省エネルギー設備等の新設・増設が、利子補給の対象となります。

※省エネ補助金(注1)では、省エネルギー設備の“更新”が補助対象で、“新設・増設”は補助対象外となっています。

② 当該年度4月1日以降の契約・発注分の設備が、利子補給の対象となります。

※融資契約は、交付方針の決定通知を受領後に、締結してください。

③ 省エネルギー効果等のエビデンス資料を提出する必要があります。

※エビデンス資料は、設備販売店やメーカーと協力して作成いただくことをお勧めします。

※トップランナー制度対象品目は、トップランナー基準(注2)を満たす必要があります。

(注1)令和2年度エネルギー使用合理化等事業者支援事業を指しています。

(注2)トップランナー基準とは、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めているものです。

トップランナー制度に関する詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（下記URL）をご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/#t01

例えば、以下のような中小企業の設備投資に係る融資も利子補給制度の対象となります。

事例① 空調や照明の新設に係る融資

●小売業を営むお客様A社（資本金300万円）より、売り場エリアの拡張に関しての相談を受ける。拡張エリアに新設する空調設備や照明設備を今後発注するが、当該設備購入資金として、100万円の融資が必要となるケース



ポイント3点に合致しているかを、まずは確認！！

- ✓ 売り場エリアの拡張に伴う省エネルギー設備の新設であるため、①を満たしていることを確認！
- ✓ 導入設備はこれから契約・発注を行うため②も満たしていることも確認！
- ✓ お客様から販売メーカーを紹介してもらい、導入設備が、トップランナー基準を満たす設備であることが判明！
※この場合、設備メーカーのカタログから、当該設備が、トップランナー基準を満たしていることを示す説明箇所等を抜粋して、申請書に添付してSIIへご提出ください。

- ・当資料はお客様へ事業を説明する際のポイントについて記載したものです。
- ・申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。

事例② 既存工場への工作機械の増設に係る融資

● 金属加工業を営む中小企業B社（資本金500万円）において、新規取引先との大型発注契約が決定したとの連絡を受ける。生産量の増加に伴い、新たに自社工場へレーザー加工機を増設するための当該設備購入資金として、600万円の融資が必要となるケース



ポイント3点に合致しているかを、まずは確認！！

- ✓ 生産量の増加に伴う省エネルギー設備の増設に該当するため、①を満たしていることを確認！
- ✓ 導入設備はこれから契約・発注を行うため、②も満たしていることも確認！
- ✓ お客様から販売メーカーを紹介してもらい、販売メーカーへ「増設する機械がトップランナー基準に該当するか」を確認したが該当しなかったため、「省エネルギー効率が一代前モデルと比較して向上していることの説明資料」の作成について相談したところ、エネルギー使用量が低減された実測結果があることが判明！
※この場合、メーカーより実測結果の報告資料を受領し、申請書に添付してSIIへ提出してください。また、SIIが提供する様式に記載された「工作機械の省エネルギー量の効果計算」から、見込み省エネルギー量を算出して、申請書に記載してください。

工作機械の計算方法（例）

$$\left(\begin{array}{c} \text{一代前モデルの} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{(1サイクルあたり)} \\ \text{[kWh等]} \end{array} - \begin{array}{c} \text{導入設備の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{(1サイクルあたり)} \\ \text{[kWh等]} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{年間想定} \\ \text{サイクル数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{導入} \\ \text{台数} \end{array} = \begin{array}{c} \text{見込み} \\ \text{省エネルギー量} \\ \text{[kWh等/年]} \end{array} \Rightarrow \begin{array}{c} \text{見込み} \\ \text{省エネルギー量} \\ \text{[kl/年]} \end{array}$$

- ・当資料はお客様へ事業を説明する際のポイントについて記載したものです。
- ・申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。

事例以外の採択事業のご紹介（抜粋）

●事例①のユーティリティ設備（空調や照明等）、事例②の工作機械設備（レーザー加工機等）以外においても様々な事業が利子補給金制度にて採択を受けております。

設備区分	事業の概要
製造ライン	エネルギー効率の高い <u>液化ガス製造プラント</u> 及び <u>窒素ガス製造プラント</u> を新設する事業
	<u>菓子製造ライン</u> 増設に伴う事業
	新製品生産のために <u>塗装ライン</u> を新設する事業
	<u>蒸し豆の製造ライン</u> を増設する事業
	生産設備増強のため大口径杭の生産に対応した <u>コンクリート杭用製造ライン</u> を増設する事業
医療用設備	検査・診療・治療の幅を拡大させるための <u>新規設備（X線CT診断装置）</u> の導入事業
	診療所の開業に伴い <u>聴力検査室</u> を新設する事業。
	病院の手術室を増設し、 <u>医療機器（MRI、CT等）</u> を新設および増設する事業
クラウドサービス	社内運用している生産管理システムをデータセンターを活用した <u>クラウドサービスへ移行</u> する事業
	自社保有の機器からデータセンターの <u>クラウドサービスへ移行</u> する事業

上記以外の事例や採択事業に関する、ご不明な点はお気軽に下記連絡先へお問い合わせください。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡
一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給担当

TEL : 03 - 5565 - 4460

<https://sii.or.jp/rishihokyu02/>

<受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く）>

通話料がかかりますのでご注意ください。